

津市名誉消防団長に関する要綱

平成26年6月5日消防本部訓第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の消防団長として多年勤務した者で、消防防災上特に顕著な功労があったものの顕彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(名誉消防団長の称号)

第2条 消防団長は、この要綱に基づき、津市名誉消防団長（以下「名誉消防団長」という。）の称号を贈ることができる。

(名誉消防団長の選考)

第3条 名誉消防団長は、本市の消防団を退団した者（本市の消防団員として40年以上勤務した者に限る。）で、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、津市消防団本部会議の推薦に基づき、消防団長がこれを決定するものとする。

- (1) 消防団長の職を10年以上務めた者
- (2) 消防団長の職を5年以上務め、かつ、本部副団長の職を10年以上務めた者

(顕彰)

第4条 名誉消防団長に対する顕彰は、表彰状を贈ってこれを行う。

(待遇)

第5条 名誉消防団長に対しては、次の待遇をすることができる。

- (1) 本市の消防団の行う式典への参列
- (2) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰の表明
- (3) その他消防団長が必要と認める待遇

(名誉消防団長の取消し)

第6条 消防団長は、名誉消防団長が本人の責めに帰すべき行為により著しく名誉を失墜し、市民の尊敬を失ったと認めるときは、名誉消防団長であることを取り消すことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓は、平成26年6月10日から施行する。